

○ 水田活用の直接支払交付金等

令和8年度予算概算決定額 275,200百万円 (前年度 287,000百万円)

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた生産性向上等の取組、畠地化による高収益作物等の定着等を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆の作付面積を拡大（麦29.4万ha、大豆16万ha [令和5年度] →麦32.8万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）
- 米（加工用米・新規需要米を含む）の増産（米の生産量791万t [令和5年度] → 818万t [令和12年度まで]）
- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、加工用米、WCS用稻、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援します。

4. 畠地化促進助成

水田を畠として利用し、高収益作物やその他の畠作物の定着等を図る取組等を支援します。

5. コメ新市場開拓等促進事業 14,000百万円（前年度 11,000百万円）

産地と実需者との連携の下、酒造好適米・新市場開拓用米等の生産性向上等に取り組む農業者を支援します。^{※7}

※7 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

<事業の流れ>

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ

農業再生協議会等

申請

農業者
(1~3の事業、
4・5の事業の一部)

国

交付

都道府県

申請

農業再生
協議会等



<事業イメージ>

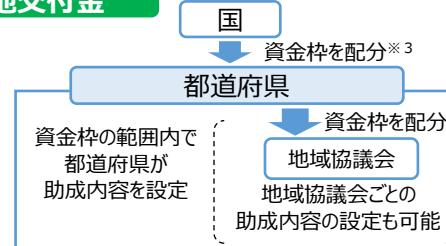
戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a ^{※1}
加工用米	2万円/10a
WCS用稻	8万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a ^{※2}

※ 1 : 多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

※ 2 : 飼料用米の一般品種について、標準単価6.5万円/10a (5.5~7.5万円/10a)

産地交付金



<交付対象水田>

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・ 5年水張りルールについては、令和7年・8年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

<事業イメージ>

- 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約 ^{※4} (3年以上の新規契約を対象に令和8年度に配分)	1万円/10a

※ 3 : 作付転換の実績や計画等に基づき配分

※ 4 : コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

畠地化促進助成 (令和7年度補正予算と併せて実施)

- ① 畠地化支援^{※5} : 7万円/10a

- ② 定着促進支援^{※5} (①とセット) : 2万円 (3万円^{※6}) /10a × 5年間

※ 5 : 対象作物は麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば、野菜、果樹、花き等

または10万円 (15万円^{※6}) /10a (一括)

※ 6 : 加工業務用野菜等の場合

- ③ 産地づくり体制構築等支援

- ④ 子実用とうもろこし支援 (1万円/10a)

[お問い合わせ先] 農産局企画課 (03-3597-0191)